

議案第19号

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部  
を改正する条例について

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部  
を改正する条例

沼田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ウ、同項第3号ア及びウ並びに同項第4号ア及びウ中「次項」を「第3項」に改め、同条第3項中「を含む。）」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。